

令和2年7月豪雨により被害を受けた 防火対象物の関係者の皆さんへ

1 防火対象物に設置されている消防用設備等に関する事項

建物に設置されている消防用設備等が、浸水被害により作動しない場合がある場合は、以下の対応をお願いします。

(1) 消火設備

消火器、簡易消火用具等の設置場所及び使用方法を再確認してください。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認してください。屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消火設備が非常時に放水できない場合は、建物内の消火器を増設するなどの対応をしてください。

(2) 警報設備

自動火災報知設備等の自動の警報装置が作動しない場合は、防火対象物の関係者等による巡回等により、こんろその他火気使用設備・器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、警報設備の設置範囲内への連絡及び周知体制を確保してください。

(3) 避難設備

避難器具が使用できない場合は、防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認してください。

(4) 消防用設備の非常電源

消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあつては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように処置してください。特に、燃料が空とな

った後に燃料を補給した場合に再び適切に作動するためには、この自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要なことから、注意してください。

自動火災報知設備の中には、長時間停電することに伴い予備電源の容量が低下すること等により異常警報を発するものがありますので、これらの警報音が作動した場合における対処方法（警報音の停止方法、復電時における点検方法等）について点検事業者等に確認してください。

2 豪雨被害を受けた消防用設備等の点検等について

豪雨被害を受けた、または被害を受けたおそれのある防火対象物の所有者、管理者または占有者の方は、この防火対象物に設置されている消防用設備等について、できる限り迅速に点検し、その作動状況等の確認を行うとともに、点検により異常が認められた消防用設備等に対しては早急に改修等を行うようお願いします。この際、以下の事項に注意してください。

(1) 点検の結果、異常が認められた消防用設備等について改修工事を行う場合は、その内容に応じて、消防法令の規定に基づき消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となるが、その取扱い等にあっては「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5防予第192号）によります。

(2) 上記(1)により消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書が必要となる場合、当面、これらの届出の際に添付する設計に関する図書等については簡易なものとし、詳細については後日改めて提出をするものとして取り扱います。

(3) やむをえず異常が認められた消防用設備等の改修が終了しない間にこの防火対象物の使用を開始せざるを得ない場合にあっては、防火管理の一層の徹底を図るとともに早急に改修等を行うようお願いします。